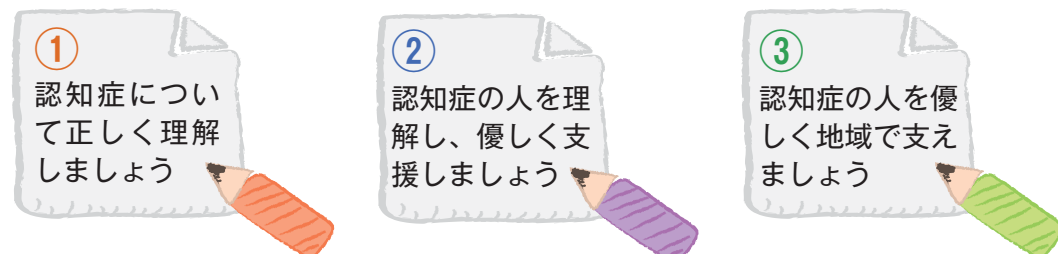


「小学生が認知症サポーターになりました」

「認知症サポーター」とは、認知症について学び、認知症の方を支える「応援者」です。今回、潤徳小学校の5・6年生20名と、蘇陽南小学校の5・6年生26名のみなさんが認知症サポーター養成講座を受講し、「認知症サポーター」になりました。

認知症とは、何かを覚えたり、思い出したり、理解したり、判断したりする「認知能力」が、大人になり何らかの病気が原因で障害され起こる脳の病気です。症状が悪化すると普通の生活が困難になってきます。認知症について理解し、対応の仕方をかえることで認知症の症状が改善されます。

今回、認知症キャラバンメイト（養成講座の講師役）である松本敬子さんと松本新治さん（ともに特別養護老人ホーム矢部大矢荘）が、認知症についての基礎知識と認知症の方への対応について話をしました。講座のまとめとして、



と児童たちに伝えました。児童たちからは、「認知症でも心で感じることは一緒なので、そこを考えて言ったり行動したりしたい」「強く言わないとわからないと思っていたけど、優しく言えば認知症の人もわかってくれるんだと思った」「認知症の人にでも優しい声かけをすると症状も改善することがわかって良かった」と感想が聞かれました。

今後も、小中学校や地域の中で認知症サポーターを広げていきます。認知症サポーター養成講座については、山都町地域包括センター（72-4011）までお問い合わせください。



潤徳小学校で話をする松本敬子さん



蘇陽南小学校で話をする松本新治さん



認知症の方への対応について、芝居を通じて学びました



認知症サポーターになった蘇陽南小学校の26名です

国民健康保険

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新申請について

高額な外来診療や入院をする場合は、医療機関の窓口で認定証を提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、さらに住民税非課税世帯の方は食事代も減額されます。すでに認定証をお持ちの方は、7月31日が有効期限ですので、更新手続きをしてください。



70歳未満の方

- 限度額適用認定証（住民税課税世帯）
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯）

70歳以上の方

（※住民税非課税世帯のみ申請ができます）

- 限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯）

* 更新手続きは8月1日からの受付です。

* 国民健康保険税に滞納がある場合は交付できません。

申請・問い合わせ先

浜町事務所	健康福祉課	国保年金係	72-1173
清和総合支所	健康福祉課		82-2111
蘇陽総合支所	健康福祉課		83-1111

手続きに必要なもの
● 国民健康保険証
● 印鑑

倒産・解雇などで失業をされた方に対する国民健康保険税の軽減制度について

◆対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇止めなどによる離職）

として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方
※高齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

◆軽減額

国民健康保険税は、前年の所得により算定される所得割があり、軽減は前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

◆軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届け出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

◆軽減を受けるには届け出が必要です。

必要なもの 国民健康保険証・雇用保険受給資格者証・印鑑

手続き・問い合わせ先

● 浜町事務所	健康福祉課	国保年金係	72-1173	● 清和総合支所	健康福祉課	82-2111
● 蘇陽総合支所	健康福祉課		83-1111	● 浜町事務所	税務課	課税係 72-1128